

掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の「R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1 入札公告の掲示日

令和8年7月1日（水）

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治

3 業務の概要

(1) 業務名称

R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）

(2) 業務内容

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部が多摩ニュータウン諏訪地内及び鶴川団地内に保管する、低濃度PCB汚染物塗膜くず等の収集運搬から処分までを一体の業務として実施する。

(3) 履行期間契約締結日の翌日から令和8年3月15日（火）まで

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000h1-att/lrmhph00000000hz.pdf>

(2) 当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、「6競争参加資格の確認」の競争参加資格確認申請書提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、確認を受け、認定を受けている必要がある。

また、本業務の入札に参加する者は、開札日までに当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の資格を有すると認定を受けていること。

(3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 平成 28 年度以降に、当該業務内容と同等の業務を受注した実績を有する者であること。

ただし同等の業務とは、高濃度 PCB または低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬から処分までを一体として実施した業務のことをいう。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 46 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 4 の第 1 項に基づき微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等、低濃度ポリ塩化ビフェニル含有廃棄物の無害化処理に係る環境大臣の認定を受けている者、又は同法第 15 条に基づき微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けている者であること。また、これを証明できる書類（認定証等の写し等）を提出すること。

(6) 特別管理産業廃棄物収集運搬業について都道府県知事等の許可を受けている者、又は上記（5）の無害化処理に係る環境大臣の認定証において収集又は運搬の認定を受けている者で、本業務対象廃棄物の収集運搬が可能な者であること。また、これを証明できる書類（許可書等の写し等）を提出すること。

(7) 次に掲げる安全管理責任者を当該業務に配置できること。

① PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会を修了していること。

② 平成 28 年度以降に、上記（4）に掲げる業務実績を有する者であること。

③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

(8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。

5 担当部署

(1) 4 (2) 競争参加資格及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部総務部経理課

電話 03-5323-5705

※土日祝日を除く午前 10 時 00 分～17 時まで（12 時～13 時を除く）

(2) 申請書及び資料に関する事項

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部技術監理部企画第 3 課

電話 03-5323-4784（担当：川崎）

※土日祝日を除く午前 10 時 00 分～17 時まで（12 時～13 時を除く）

6 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）、（3）～（8）までに掲げる事項を満たしているときは、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争に参加することができる。ただし開札日までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

① 提出期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月15日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）

② 提出場所

上記5(2)に同じ

③ 提出方法

持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「申請書在中」と朱書きすること及び速やかに連絡可能な内容を説明できる者の連絡先を同封すること。なお、電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、様式1～3により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記②及び③の業務実績とは、上記4（4）に記載した低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分等業務の実績に限り記載すること。

① 登録状況

様式1により申請すること。ただし、申請書及び資料の提出期限の日に認定を受けていない場合については、開札の時までに認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

② 企業の経験及び能力

平成28年度以降に受注した業務実績について様式2に記載すること。また、上記4

(4)の能力を証明できる書類（認定書及び許可書等）の写しを提出すること。

③ 安全管理責任者の経験及び能力

安全管理責任者の平成28年度以降の業務実績及び受注時に取得していた資格について、様式3に記載すること。

④ 契約書の写し

上記②の業務実績として記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写しを提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月24日(金)に通知する。
- (5) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ③ 本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

7 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
- ① 提出期限
令和8年7月27日(月)午後4時
 - ② 提出場所
上記5(2)に同じ
 - ③ 提出方法
 - ④ 提出場所へ持参又は同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間
令和8年7月31日(金)から令和8年8月18日(火)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし正午から午後1時の間は除く)
 - ② 閲覧場所上記5(2)に同じ(閲覧は事前連絡し予約をとること)

8 入札書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限
令和8年8月18日(火)午後5時
- (2) 提出方法
持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、二重封筒にし、中封筒には入札書のみを入れ、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、電送によるものは受け付けない。
- (3) 提出場所
〒163-1382 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部総務部経理課
電話 03-5323-5705

※持参にて提出の際は来所日時を事前に連絡すること。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月19日(水) 午前10時30分

(2) 場所

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部入札室

10 入札方法

(1) 入札書に記載する金額は、内訳を契約時に当機構へ提出することとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札保証金及び契約保証金 免除

13 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 手続における交渉の有無 無

16 契約書作成の要否等

別添1に定める「請負契約書」により契約を締結するものとする。

17 支払条件

完了払い

18 関連情報を入手するための照会窓口

上記5（2）に同じ。

19 その他

- (1) 入札参加者は、別添2「入札心得書」及び上記16の契約書を熟読し、入札心得を順守すること。（申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。）
- (2) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (3) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表について同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等に応じない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約年月日、契約先の名称、契約の金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

令和8年7月1日（水）付けで掲示のありました「R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）」に係る競争参加資格について確認されたく申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条）第331条及び第332条の規定に該当する者でないことについて、事実と相違ないことを誓約します。

記

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

本競争に必要な「令和7・8年度一般競争参加資格（役務提供）」の登録状況（申請日時点）：

以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 業種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

※申請中の場合は「申請時メール文出力」又は「受理票」の写しを添付すること。

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

・平成 28 年度以降に受注した業務実績

会社名) ○○○○

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名住所	
業務の概要	

注 1 : 記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務実績に係る契約書の写し（仕様書を含む）等を添付すること。

注 2 : 発注機関が公表を拒む場合、発注機関名住所についてはマスキング（黒塗り）としてもよい。

・安全管理責任者の平成 28 年度以降に受注した業務実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所	
業務の概要	
当該技術者の業務 担当の内容	
受注時に安全管理責任者が取得していた資格名	

記載例

(本人の場合) 押印する場合

入 札 書

金 円也 (税抜)

ただし、R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務 (諏訪五丁目歩道橋他1橋)

掲示文兼入札説明書、入札及び見積心得書 (物品購入) 及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 印※1

代表者本人の氏名

実印又は使用印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

押印する場合は空欄

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : _____

※2 連絡先 (電話番号) 1 : _____

連絡先 (電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(代理人の場合) 押印する場合

入 札 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）

掲示文兼入札説明書、入札及び見積心得書（物品購入）及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代理人氏名 ○○ ○○ **印** ※1

代理人の氏名

委任状により届け出た使用印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

押印する場合は空欄

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号）1： _____

連絡先（電話番号）2： _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(本人の場合) 押印を省略する場合

入 札 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務 (諏訪五丁目歩道橋他1橋)

掲示文兼入札説明書、入札及び見積心得書 (物品購入) 及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

押印不要

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 株式会社○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 印※1

代表者本人の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

連絡先は責任者と担当で2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : _____

※2 連絡先 (電話番号) 1 : _____

連絡先 (電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(代理人の場合) 押印を省略する場合

入 札 書

金 _____ 円也 (税抜)

ただし、R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）

掲示文兼入札説明書、入札及び見積心得書（物品購入）及び仕様書を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

押印不要

住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代理人氏名 ○○ ○○ 印 ※1

代理人の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

連絡先は責任者と担当で2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号） 1： _____

連絡先（電話番号） 2： _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

(件名「R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務
(諏訪五丁目歩道橋他1橋)」見積書)

※(押印省略)

封

住所・会社名

担当者氏名・連絡先

※登録番号

※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と記載すること。

(押印する場合 ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須)

復代理委任状

私は _____ を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の発注する「R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
所属部署 ○○支店
氏 名 支店長 ○○ ○○ 印

代理人 (委任者) 使用印

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
所属部署 ○○支店 ○○部
氏 名 ○○ ○○ 印

復代理人 (受任者) 使用印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名押印すること。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

委 任 状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代 表 者 支店長 ○○ ○○

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
氏 名 ○○○○

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

連絡先は責任者と担当で2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： (株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：(株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先（電話番号） 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先（電話番号） 2 : ○○-○○○○-○○○○

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(押印を省略する場合 ※委任事項に契約行為等を含まない場合に使用可)

復代理委任状

私は _____ を復代理人と定め、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の発注する「R08低濃度PCB廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他1橋）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所 ○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
所属部署 ○○支店
氏 名 支店長 ○○ ○○

(受任者) 住 所 ○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
所属部署 ○○支店 ○○部
氏 名 ○○ ○○

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

連絡先は責任者と担当で 2 以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____ (株)○○○ ○○部 部長 ○○ ○○

担当者（会社名・部署名・氏名）： (株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先（電話番号） 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先（電話番号） 2 : ○○-○○○○-○○○○

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 共同企業体の場合は、共同企業体名を冠した上、「代表者」として代表会社が記名すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が押印された入札書にて入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
 - 一 代表者本人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
 - 二 代理人の方が入札される場合：委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

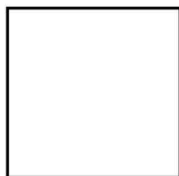
名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以上

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

使 用 印 鑑 届

使用印 実印

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日 ← 提出日

住 所 ○○○○○○○○○○○○
会 社 名 ○○○○株式会社
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印
↑
実印

独立行政法人都市再生機構 ○○
○○長 ○○ ○○ 殿 ← 使用印を届け出る機構の組織・組織の
長の役職及び氏名

- 注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

請負契約書

- 1 契約の名称 R O 8 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬及び処理業務
(諏訪五丁目歩道橋他1橋)
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 履行期間 令和8年 月 日から
令和9年 3月 15日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 5 支払条件 完了払

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する(ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。)

年 月 日

発注者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
氏 名 本部長 井添 清治 印
受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務(以下「業務」という。)に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書(別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の契約金額をもって、業務を頭書の履行期間内に完了し、成果物があるときは発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする(以下、契約金額、履行期間及び契約金額については、「頭書の」を省略する。)

(法令等の遵守)

- 第2条 発注者及び受注者は、前条の規定に基づき受注者が実施する業務(以下「業務」という。)の遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する

る法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法その他関係法令等（以下「法令等」という。）を遵守するものとする。

（請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（受注者の事業範囲）

第4条 受注者の収集運搬に関する事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、特別管理低濃度PCB廃棄物収集運搬業に係る許可証又は認定証の写しを発注者に提出し、この契約書に添付する。

・収集運搬に関する事業範囲

認定省庁	●●
事業範囲	●●
認定の条件	●●
認定番号	●●

・積替保管場所 ※ 無い場合は削除

場所： ●●●

保管できる産業廃棄物の種類： ※ 許可証記載のとおり

保管上限量： ※ 許可証記載のとおり

2 受注者は、発注者から委託された低濃度PCB廃棄物を以下に示す環境大臣の無害化処理の認定を受けた施設で適正に処分する。受注者は、この事業範囲を証するものとして、認定証の写しを発注者に提出し、この契約書に添付する。

認定の種類	●●
無害化処理の用に供する施設の種類の種類	●●
無害化処理の用に供する施設において処理する低濃度PCB廃棄物の種類	●●

3 受注者は、前二項の規定に基づき提出した許可書又は認定証（以下「許可書等」という。）の記載事項に変更又は更新があったときは、速やかに、

その旨を発注者に通知するとともに、当該変更又は更新後の許可証等の写しを発注者に提出し、この契約書に添付する。

(処分の場所、方法及び処理能力)

第5条 受注者は、発注者から委託された低濃度PCB廃棄物を以下のとおり処分する。

事業場の名称	●●
所在地	●●
処分の方法	●●
施設の処理能力	●●

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第6条 発注者から受注者に委託された低濃度PCB廃棄物の最終処分(予定)は、以下のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
●●	●●	●●	●●	●●
●●	●●	●●	●●	●●

(保管)

第7条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令等に基づき、かつ、この契約の履行期間内に確実に処分できる範囲で行う。

(マニフェストの交付)

第8条 発注者は、低濃度PCB廃棄物搬出の都度、当該低濃度PCB廃棄物に係る低濃度PCB廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)に必要事項を記入し受注者に交付する。

(適正処理に必要な情報の提供)

第9条 発注者は、低濃度PCB廃棄物の適正な処理のために必要な次の各号に掲げる情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供するほか、適宜又は受注者の要求に応じ処分を委託する低濃度PCB廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供しなければならない。

- 一 低濃度PCB廃棄物の発生工程
- 二 低濃度PCB廃棄物の性状及び荷姿
- 三 低濃度PCB廃棄物のPCB濃度
- 四 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 五 混合等により生ずる支障
- 六 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

七 委託する低濃度PCB廃棄物に石綿含有低濃度PCB廃棄物が含まれる場合はその旨

八 委託する低濃度PCB廃棄物に水銀使用製品低濃度PCB廃棄物が含まれる場合はその旨

九 その他取扱いの注意事項

2 発注者は、履行期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する低濃度PCB廃棄物の性状等の変化があった場合は、受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

ただし、発注者及び受注者は、低濃度PCB廃棄物の性状又は腐食等の変化について、受注者の業務に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、通知を要しない変動幅を定めることができる。

3 受注者は、発注者が委託する低濃度PCB廃棄物の性状の変化の変動幅が、受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、当該低濃度PCB廃棄物の引き取りを拒否することができる。この場合において、発注者は委託費用の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

4 発注者は、委託する低濃度PCB廃棄物について、漏洩、飛散等のおそれがないよう、あらかじめ委託する低濃度PCB廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることの確認及び当該低濃度PCB廃棄物の容器の点検を十分に行った上で、これを受注者に委託する。この場合において、発注者は、当該容器に当該書面の情報を表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

5 発注者は、マニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、当該マニフェストの記載事項に虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は当該低濃度PCB廃棄物の引き取りを一時停止した上で、当該マニフェストの記載修正を発注者に求める。

この場合において、受注者は、当該修正内容を確認したときは、当該低濃度PCB廃棄物を引き取るものとする。

（指示者）

第10条 発注者は、業務の履行について、打ち合せ、指示などを行う指示者を定め、これを受注者に通知するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第12条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕様書等の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示(以下この条において「仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が負担する費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第15条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、その費用の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第16条 受注者は、仕様書に指定された履行期間に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により履行期間の延長を請求することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、自己の責めに帰すべき理由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第17条 業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第18条 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通

知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査を受けるため通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、業務が完了したものとし、成果物があるときは、その所有権は、引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、発注者の指定する日までに業務をやり直して発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第19条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項又は同条第5項の検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第20条 (削除)

(契約不適合責任)

第21条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第22条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第11条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

四 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第11条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 引き渡した成果物に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。

三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第29条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第26条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第24条の規定により、業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第25条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第23条又は第24条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第23条又は第24条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第29条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第30条 発注者の責めに帰すべき理由により第19条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の

遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第31条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第18条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 第1項において受注者が負うべき責任は、第18条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 4 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

- 第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第33条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（適用法令）

第34条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第35条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第36条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。(ナ)

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。(ナ)

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとす。(フ)

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、

いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。（チ）

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を

省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の

いととき。) (ナ)

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。(チ)

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。(チ)

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終了した後直ちに入札者の前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。(チ)

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過し

を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者(チ)

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

仕 様 書

1 件名

R 0 8 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬及び処理業務（諏訪五丁目歩道橋他 1）

2 保管事業者

保管事業者 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

所在地 東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号

3 保管事業場及び搬出場所

保管予定事業場① 独立行政法人都市再生機構 多摩ニュータウン諏訪地内

所在地①東京都多摩市諏訪 3 丁目地先 （別紙 1）

保管予定事業場② 独立行政法人都市再生機構 鶴川団地内

所在地②東京都町田市鶴川 5 丁目地先 （別紙 2）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで

5 業務対象数量等

所在地① 低濃度 P C B 汚染物塗膜くず、養生シート等を含むドラム缶 45 本相当
計 3,375kg（予定）

所在地② 低濃度 P C B 汚染物塗膜くず等養生シート等を含むドラム缶 5 本相当
計 375kg（予定）

6 業務内容

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部（以下「機構」という。）が多摩ニュータウン諏訪地内（別紙 1）及び鶴川団地内（別紙 2）に保管を予定する低濃度 P C B 汚染物塗膜くず、養生シート等を含むドラム缶（以下「低濃度 P C B 含有汚染物」という。）の収集運搬から処分までを一体の業務として実施する。

当該業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、その他関係法令、及び「低濃度

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、並びに「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」又は「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー」を遵守するものとする。

7 処理施設

別紙1及び別紙2の低濃度PCB廃棄物については、法律第15条の4の4の第1項に基づき、環境大臣の認定を受けた施設又は同法第15条に基づき都道府県知事等の許可を受けた施設において処分を実施すること。において処分を実施すること。

8 業務実施等

(1) 収集運搬の実施

業務の実施にあたり、収集運搬スケジュール、搬入計画を機構と調整の上、搬出（収集運搬）及び搬入実施日、時間を決定するものとする。

(2) 業務の実施時間

収集運搬及び搬入の実施日、時間については、委託者の通常勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、担当職員が別に指示する場合については、この限りでない。

(3) 機構からの提出書類

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）の写し（管轄自治体受付印付）」及び「PCB分析報告書（濃度計量証明書）の写し」は、機構から提供するものとする。

(4) 安全管理責任者及び運行管理責任者の選任

業務の実施にあたり、PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を修了した安全管理責任者を選任すること。また、運搬にあたっては、運行管理責任者を選任し、積み込み、運搬、積み下ろしまで管理させるとともに、運搬中の運搬容器の状態を停車のたびに確認させること。なお、安全管理責任者及び運行管理責任者の選任にあたっては、機構の担当職員（以下、担当職員という。）に書面を以って報告すること。また、これらに変更が生じた場合は、速やかに担当職員に報告するものとする。

(5) 運搬計画書の提出

業務の実施にあたり、収集運搬に係る運搬容器、運搬経路、予定日時及び緊急時その他の対応を記載した運搬計画書及び緊急時対応マニュアルを提出すること。

(6) 服装等

イ 業務担当者は、業務に適した服装及び履物で業務を実施するものとする。

ロ 業務担当者は、身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

(7) 養生等

機構施設構内での作業にあたっては、必要な養生を行い、他の部分への汚損、毀損等をおこさぬように配慮すること。

(8) 原状復旧

機構施設構内において汚損、毀損等を生じた場合は、受注者の負担で速やかに原状に復旧すること。

(9) 敷地内の運行

保管事業場敷地（機構敷地）内を運行する車両等の運転手に対しては、不測の事態に対処できるよう徐行運転を徹底させること。走行速度 10km/h 以下の運転を行うなど、十分な注意を払うよう指導すること。また、資材等の積み下ろし時の発進・後退に際しては、人身事故等が発生しないよう万全の注意を払うこと。

(10) 運搬車両の表示等

廃棄物の収集運搬時には運搬車両に「特別管理産業廃棄物収集運搬車」、「微量PCB」及び収集運搬業許可情報の表示を行うとともに、運搬容器にも危険物の品名及び危険等級、化学名、危険物の数量、「火気厳禁」、「微量PCB」の表示を行うこと。また、業務担当者は応急措置設備・器具、緊急時対応マニュアル、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は認定証の写しを携行すること。

(11) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

受注者は、廃棄物の搬出に伴いマニフェストに名称及び運搬担当者の氏名を記名、押印し、A票を機構に返付後、廃棄物の運搬、搬入に併せ処理事業者に回付、受取確認印を受けマニフェストB1票を保管するとともに、運搬終了後 10 日以内にB2票を機構に返付すること。また、廃棄物の処理完了後においては、マニフェストに処理完了日等必要事項を明記の上、関係法令にて定められた送付期限内にD票を、最終処分業者である場合はE票も併せて機構に送付すること。なお、マニフェスト記入用紙に係る費用は受注者の負担とする。

(12) 工具等

本業務に必要な工具及び計測機器等の機材、構内運搬用具、運搬車両、運搬容器、車両運行状況発信装置、応急措置設備・器具等に係る費用は、受注者の負担とする。

(13) 届出等

受注者は、業務の実施にあたり、自治体等へ必要な届出がある場合には速やかに届け出ること。なお、届出に要する費用は受注者の負担とする。

(14) 申請書類の提出

受注者は、6. 業務内容により作成した書類について、機構の担当職員（以下、担当職員という。）の確認を受けること。また、全ての作成書類について、業務完了後に写しを提出すること。

(15) 立会い

受注者は、廃棄物の積込み、積下ろしを行う際の担当職員の立会いに協力すること。

9 協議

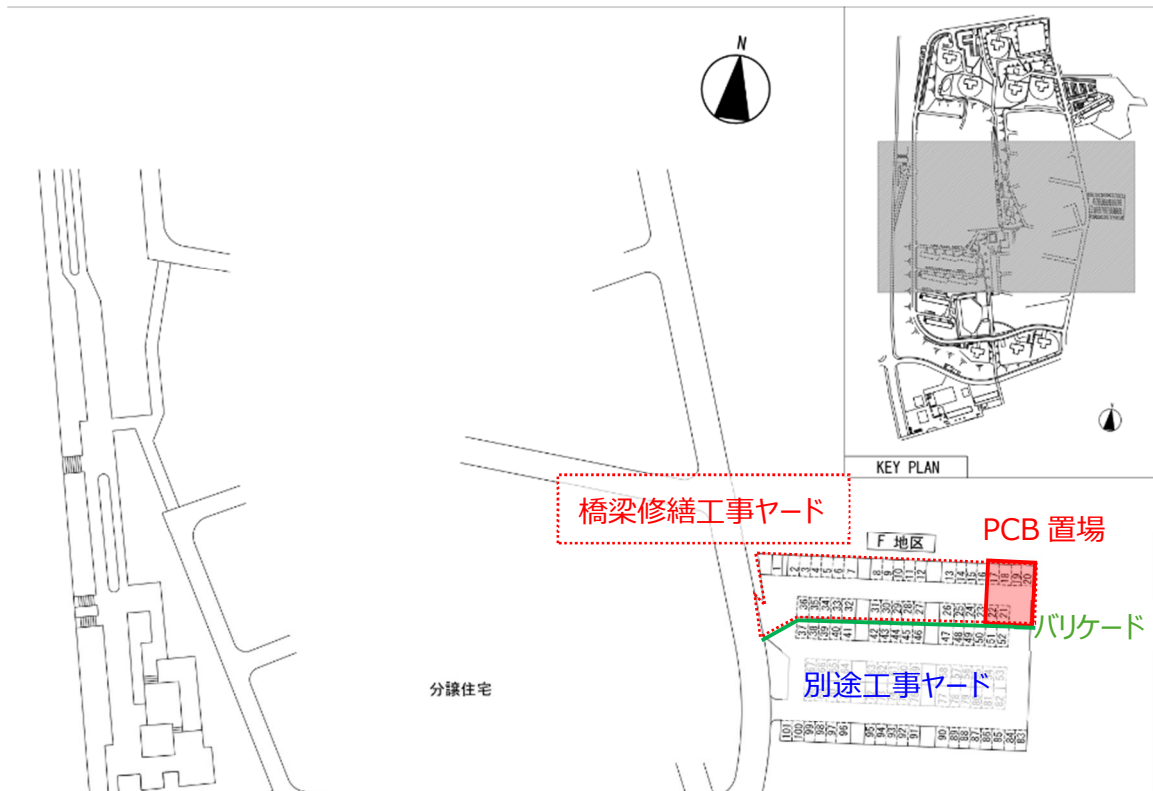
この仕様書について疑義が生じた事項又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議するものとする。

以上

搬出場所所在地①案内図



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

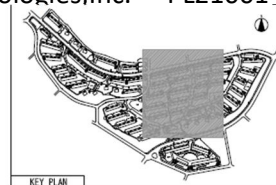


搬出場所所在地②案内図



© GeoTechnologies, Inc. 「PL21001」

鶴川 (163)
 □ 所在地 東京都町田市鶴川5・6
 □ 戸数 賃貸住宅 1,682戸
 □ 管理開始日 昭和42年12月～昭和43年3月



- 凡例
- ①～③ 住戸番号
 - F 廊下
 - 敷地境界線
 - 自転車庫
 - 集合荷
 - 実用駐車場
 - PL プレイロット
 - ♀ バス停

鶴川 (2) 配置図